令和　　年　　月　　日

近畿運輸局 大阪運輸支局長　殿

住所

氏名又は名称

代表者名

一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画認可申請書

このたび，一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画を変更したいので、道路運送法第１５条及び同法施行規則第１４条に基づいて下記のとおり申請いたします。

記

１．氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

住所

氏名又は名称

代表者名

２．事業の種別

　　一般乗合旅客自動車運送事業

３．変更しようとする事項

自動車車庫の位置及び収容能力

◎　添　付　書　類

①　事業計画新旧対照表（別紙）

②（自動車車庫に関する書類）

　　・土地、建物の登記簿謄本（借用の場合は期間が３年以上の賃貸借契約書）

　　・宣誓書（建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しない旨）

　　・前面道路の幅員証明書

　　・施設付近の見取図及び平面図（求積図）並びに車両配置図

　　・写真（車庫・点検清掃施設（水道等）・前面道路）

③　各種宣誓書（別紙）

事　業　計　画　新　旧　対　照　表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 旧　　事　　項 | 新　　事　　項 |
| 住　所 |  |  |
| 主 た る 事 務 所の名 称 及 び 位置 |  |  |
| 営 業 所 の名 称及 び 位 置 |  |  |
| 事 業 用 自 動 車の総 数 | 常用車　　　　　両予備車　　　　　両合　計　　　　　両乗　用（乗車定員11人未満）常用車　　　　　両予備車　　　　　両合　計　　　　　両 | 常用車　　　　　両予備車　　　　　両合　計　　　　　両乗　用（乗車定員11人未満）常用車　　　　　両予備車　　　　　両合　計　　　　　両 |
| 営 業 所 別 配 置 車 両 数 |  |  |
| 自 動 車 車 庫 の位 置 及 び 収 容 能 力 | 有蓋　　　　㎡　（　　両）無蓋　　　　㎡　（　　両）合計　　　　㎡　（　　両） | 有蓋　　　　㎡　（　　両）無蓋　　　　㎡　（　　両）合計　　　　㎡　（　　両） |
| 休 憩 ・ 仮 眠 施 設 の 位 置 |  |  |

※変更がない場合は、「旧事項」に許認可を受けている事項を記載し、「新事項」には「旧

と同じ」と記載して下さい。

大 阪 運 輸 支 局 長 　殿

宣　　　誓　　　書

道路運送法第５条第１項第３号に規定する事業計画のうち営業所・自動車車庫・休憩仮眠施設については、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、農地法（昭和27年法律第229号）等の関係法令に抵触しないことを宣誓致します。

　なお、万一事実と相違したときは、何時許可の取消処分を受けても異議を申しません。

 令和　　　年　　　月　　　日

 住　　　　 所

 名　　　　 称

 代表者氏名

大 阪 運 輸 支 局 長 　殿

宣　　　誓　　　書

１．「一般乗合旅客自動車運送事業の許可等に関する審査基準について」１．許可（９）法令遵守③各号の規定に該当致しません。

２．万一上記と相違した事実が判明したときは、何時許可の取消処分を受けても異議を申しません。

 上記に相違ないことを宣誓致します。

 令和　　　年　　　月　　　日

 住　　　　 所

 名　　　　 称

 代表者氏名

※申請者が法人である場合

大 阪 運 輸 支 局 長 　殿

宣　　　誓　　　書

１．道路運送法　第７条（欠格事由）各号の規定に該当致しません。

２．万一事実と相違又は道路運送法に違反したときは、何時許可の取消処分を受けても異議を申しません。

３．「一般乗合旅客自動車運送事業の許可等に関する審査基準について」１．許可（９）法令遵守③各号の規定に該当致しません。

□ 自動車運送事業を営んでいる他の会社の役員として就任している。

 会 社 名：

 事業の種別：

 ※ 業務を執行する常勤の役員で　（ ある ・ ない ）。

□ 自動車運送事業を営んでいる他の会社の役員として就任していません。

万一上記と相違した事実が判明したときは、何時許可の取消処分を受けても異議を申しません。

 上記に相違ないことを宣誓致します。

 令和　　　年　　　月　　　日

 住　　　　 所

 氏　　　　 名

※申請者が個人又は法人であるその法人の役員用

大 阪 運 輸 支 局 長 　殿

宣　　　誓　　　書

「一般乗合旅客自動車運送事業の許可等に関する審査基準について」１．許可（９）法令遵守②に規定する健康保険法、厚生年金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法に基づく社会保険等に加入することを宣誓します。

　なお、万一事実と相違したときは、何時許可の取消処分を受けても異議を申しません。

 令和　　　年　　　月　　　日

 住　　　　 所

 名　　　　 称

 代表者氏名